

沿岸広域振興局長告示第48号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成28年4月12日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌小鎚線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町大町47番1地先から140番地先まで	新	A 3.9~3.0 m	m 76.4
上閉伊郡大槌町大町42番地先から140番地先まで		B 13.4~7.0	159.1
上閉伊郡大槌町大町47番1地先から140番地先まで	旧	A 16.4~10.0	76.4

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成28年4月12日から同年5月12日まで